

過去の事例から確認された介護保険住宅改修、 福祉用具貸与販売における注意事項

宜野湾市介護長寿課

令和 7 年 3 月

【1. 住宅改修事前申請の際の留意点】

◎事前申請の際の提出書類について

- ・理由書…理由書作成者が利用者の居宅サービス計画等を作成している者（ケアマネ）と異なる場合は十分な連絡調整が必要であるが、理由書の内容と、ケアマネそれぞれから聞き取る改修の必要性の説明や本人の状態像が明らかに異なる場合や、まれに必要な書類をケアマネが確認、共有していない時点で事前申請を行う場合がある為、本人への支援の方向性に相違が生じないようにケアマネとの連絡調整をお願いします。
- ・平面図…住宅改修は利用者の日常生活上の動線、住居の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案する必要がある為、住宅に既存の手すり（貸与の場合も）があった場合、平面図に記載をお願いします。また、利用者の自立支援の視点から生活全体を見直す必要があり、改修を行う箇所以外の住宅状況、段差の高さ等の記載も併せてお願いします。

◎退院後間もない住宅改修でのPT、OTの意見

入退院前後の利用者において、今後の状態像に変化があることが想定されるため、より適切な環境を作る為にも医学的評価等、専門的知識及び経験を有する者、主治医や理学療法士、作業療法士、相談員等、各関係者から積極的に情報を収集する必要があることから、家屋調査報告書等の評価を参考にした上での改修内容となることが望ましいと考えます。

◎資材の選定について

- ・ベッド用手すり（ベッドにネジ等で固定する手すり）について
ベッドのフレームにネジで固定し、起き上がりや移乗の手すりとして利用する手すりにおいては、ベッドは居宅ではなく（動産である）ことや、居宅以外への手すりの取付けは住宅改修では認められないことから住宅改修の範囲ではなく、福祉用具貸与が適当であると宜野湾市では考えます。
ただし、利用者の体重が100キロを超え、ベッド用手すりを安定させるために床（居宅）にネジで固定した事例に関しては住宅改修として認めておりますので、似たケースがある場合は保険者まで相談の程お願いします。
（例：ささえ スタンダードタイプ（吉野商会） 等）

- ・既製品手すりでの施工

既製品の手すりは部材を組み合わせて作る手すりより基本的に割高になる為、選定理由の確認が必要になります。

例えばトイレの立ち座りに使用する手すりにおいて、利用者宅トイレの便器と壁までの距離が離れている為、前出し 20cm の手すりが必要であり既製品を使用しなければならない等の、住宅環境や本人の状態等を踏まえた上での個別的な資材の選定がされている必要があります。

- ・床材変更及び段差解消の際の床材選定

浴室やトイレにおいてタイルから滑りづらいタイルへの改修や、トイレの嵩上げ、嵩上げの際、床材の選定理由が「もともとの床材がタイルだった為」というケースがありますが、床材変更はあくまで「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」と示されており、段差解消についてもタイルより比較的安価な材料（水回り用の床シート等）にて問題解消が図れるのであれば、利用者本人、家族の状態や住宅環境等による必然性、必要性が確認できるタイルを用いた工事の選択理由を確認できない場合、適切な給付とは判断しかねます。

【2. 住宅改修完了後の留意点】

◎領収書の日付の注意点

介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したとき（実務的には領収証記載の日付）に保険給付の請求権が発生する。（介護報酬の解釈 Q & A より）とあり、領収日としての証明となる重要な事項になるため記入の際は誤りがないよう、ご注意ください。

◎施工後のモニタリング

完了報告の際に、手すりに物が掛けられている、手すりの側に使用を妨げるような物が置いてあることや施工後の家屋調査にて、事前協議の内容とは異なる使用方法や住環境など頻回に見受けられます。（例：事前申請にて浴室の嵩上げの際に、古くなり使用できなくなった浴槽を撤去し簡易浴槽を使うスペースを作る予定だったが、完了報告にて確認したところ洗濯機が置かれていた）

改修が本人の為に使用されていないことが発覚した場合は、着工後であっても給付不可となる可能性があり、また使用方法、環境に転倒や怪我の恐れがあると考えられる場合は本人、家族に注意喚起の程お願いします。

【１． 福祉用具購入申請の際の留意点】

◎福祉用具サービス計画書の提出

福祉用具購入申請の添付書類として福祉用具サービス計画書を、基本情報と利用計画どちらか一方のみ持参する場合が多く見られるが、福祉用具サービス計画書作成の基本的な流れとして、福祉用具サービスを提供する以前に利用者のアセスメントを行い、利用目標の設定、利用者の生活課題を解決する為の福祉用具を選定することとされており、一連の動作を行っているかを保険者でも確認できるように、必ず２枚１組での取扱いをお願いします。

【２． 福祉用具貸与の際の留意点】

◎軽度者の例外給付による福祉用具貸与について

理由書を提出し保険者から貸与決定の連絡を受けた後から利用者の状態が変わり、貸与商品が変更となる場合、例外給付の対象要件として「医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより必要性が判断されている旨を市町村が書面等確実な方法（理由書）により確認する」とあり、その要否を判断することができる為、理由書の提出は必要と考えます。

（例：下肢浮腫の悪化により下肢の拳上が必要となり、特殊寝台が２モーターから３モーターに変更）